



熊本県公報

第13099号
令和4年(2022年)
2月1日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 納税通知書作成等に係る業務委託の一般競争入札の参加資格…………… (税務課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の廃止…………… (//) 4
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の指定…………… (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 5
- 予算の専決処分…………… (財政課) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 11
- 道路の区域変更…………… (//) 11
- 公 告
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 納税通知書作成等に係る業務委託の一般競争入札の実施…………… (税務課) 12
- 位置指定道路の廃止…………… (建築課) 15
- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… (農村計画課) 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 16
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 16
- 保安林内の皆伐限度面積…………… (森林保全課) 16
- 登 載 依 頼
- 熊本県スポーツ推進審議会の開催方法の変更…………… (スポーツ推進審議会) 17

告 示

熊本県告示第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
納税通知書作成等に係る業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成28年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和4年(2022年)2月15日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第76号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
そうま眼科	菊池郡菊陽町原水2906-5	令和3年(2021年)11月30日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岩下薬局	阿蘇市一の宮町宮地1863-4	令和3年(2021年)9月30日
サン薬局 合志店	合志市竹迫字桜山2247	令和3年(2021年)11月30日

熊本県告示第77号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
坂木整形外科医院	玉名市中1115	令和3年(2021年)12月28日

熊本県告示第78号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
てらしま小児科医院	菊池郡菊陽町津久礼石坂22 34-1	令和3年(2021年) 12月20日

熊本県告示第79号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
のぐち皮ふ科 上益城郡嘉島町 上島964-1	所在地		令和3年(2021年)12月1日
	上益城郡嘉島町鯉1 834番地1	上益城郡嘉島町上島 964-1	

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション ひとつなぎ 八代市大村町7 85-1	所在地		令和3年(2021年)1月4日
	八代市千丁町新牟田 1402-3	八代市大村町785 -1	

熊本県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
そうま眼科	菊池郡菊陽町原水2906 番地5	令和3年(2021年) 12月1日
まえかわ整形外科	天草市東町7-43	令和4年(2022年) 1月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
阿蘇門前町薬局	阿蘇市一の宮町宮地186 3番地4	令和3年(2021年) 12月21日
海浜総合薬局 東町店	天草市東町7-45	令和4年(2022年) 1月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション アイビー	合志市幾久富1866番地 1268号菊池サンビレッ ジA-1号	令和3年(2021年) 12月21日
訪問看護ステーション	上益城郡嘉島町上島211	令和4年(2022年)

C r u t o	0-3 グローリービル2F	1月1日
-----------	---------------	------

熊本県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
鹿野 晴菜	きずな鍼灸院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森5-10-1	令和3年（2021年）12月1日

熊本県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮田 明美	在宅マッサージひのわ	球磨郡多良木町大字黒肥地6495番地	令和3年（2021年）12月16日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金子 紗代	KEiROW熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5-11 神山ハイツII	令和4年（2022年）1月11日

熊本県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社C r u t o	訪問看護ステーションC r u t o 宇城	宇城市松橋町松橋853番1	令和4年（2022年）2月1日	訪問看護

熊本県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社C r u t o	訪問看護ステー	宇城市松橋町松	令和4年	介護予防訪問

t o	ションCrut o 宇城	橋853番1	(2022 年)2月1 日	看護
-----	-----------------	--------	---------------------	----

熊本県告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人成仁会	指定訪問リハビリテーション事業所 平成唯仁館	上益城郡益城町 宮園1139-1	令和4年 (2022 年)2月1 日	訪問リハビリ テーション

熊本県告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人成仁会	指定訪問リハビリテーション事業所 平成唯仁館	上益城郡益城町 宮園1139-1	令和4年 (2022 年)2月1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション

熊本県告示第87号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社昭和館 熊本市北区打越 町33番91号	八景水谷昭和館 熊本市北区山室 4丁目9番30 号	431100427	令和4年（20 22年）1月 24日	特定施設入 居者生活介 護

熊本県告示第88号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社昭和館 熊本市北区打越 町33番91号	グループホーム はけのみや 熊本市北区山室 4丁目9番30 号	431100428	令和4年（20 22年）1月 24日	認知症対応 型共同生活 介護

熊本県告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年（2022年）1月21日付けで専決した令和3年度（2021年度）熊本県一般会計補正予算（第16号）の要領は、次のとおりである。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第16号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,565,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,010,616,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		259,727,661	13,222,952	272,950,613
	1 国庫負担金	51,613,977	92,000	51,705,977
	2 国庫補助金	205,089,811	13,130,952	218,220,763
2 繰越金		2,271,845	92,000	2,363,845
	1 繰越金	2,271,845	92,000	2,363,845
3 諸収入		97,340,980	1,250,371	98,591,351
	1 雑収入	15,787,537	1,250,371	17,037,908
歳 入 合 計		996,051,009	14,565,323	1,010,616,332

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		115,335,266	4,293,886	119,629,152
	1 社会福祉費	67,883,779	4,290,598	72,174,377
	2 生活保護費	4,909,444	3,288	4,912,732
2 衛 生 費		115,110,235	402,775	115,513,010
	1 公衆衛生費	100,049,434	402,775	100,452,209
3 商 工 費		153,271,294	9,868,662	163,139,956
	1 商 業 費	137,468,832	9,868,662	147,337,494
歳 出 合 計		996,051,009	14,565,323	1,010,616,332

第2表 繰越明許費補正 追 加		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 9,868,662
	1 商 業 費	9,868,662
合 計		9,868,662

第3表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
保健・医療・福祉 関係業務	令和4年度	千円 40,880	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 952,916

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	3,314,807千円	100,000千円	3,414,807千円
第1項 営業費用	3,193,068千円	100,000千円	3,293,068千円

熊本県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)2月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町宮地北坂梨字園田 586番地先から 阿蘇市一の宮町宮地北坂梨字番手 142番2地先まで	781.8	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)2月1日

熊本県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)2月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市七城町亀尾 346番1地先から 同所 291番3地先まで	前	9.3 ~ 18.6	167.0	道路改良工事 (菊池市道路事業)
			後	11.1 ~ 22.5		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)2月1日

公 告

熊本県公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市岱明町野口字塚原663番、同664番3、同664番4、同665番1、同665番2、同666番、同666番2、同672番1、同672番2及び里道の一部
4, 915.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市岱明町野口字塚原666番
社会福祉法人きらきら

熊本県公告第74号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
納税通知書作成等に係る業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
納税通知書作成等に係る業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 委託期間
契約締結の日から令和6年（2024年）12月27日（金）まで
 - (6) 履行場所
熊本県自動車税事務所他（仕様書のとおり）
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次からウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。のとおり競争入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの場合で、本入札に参加する資格を有する。また、入札参加資格を有する場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアに加する。また、登録内容の変更が必要となる場合は、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和4年（2022年）2月15日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 「プライバシーマーク制度の認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。

(5) 入札公告日から過去5年間に於いて、国、地方公共団体又は民間における440,000枚以上のOCR又はコンビニ収納対応の払込書等作成及び封入封かん業務を履行した実績があること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ プライバシーマーク制度の認定 若しくは「情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し
 ウ 入札公告日から過去5年間に於いて完了した、国、地方公共団体又は民間における440,000枚以上OCR又はコンビニ収納対応の払込書等作成及び封入封かん業務に係る契約書の写し

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる全ての書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和4年（2022年）2月24日（木）午後5時まで

(4) 提出先
 1 (3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）2月24日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）3月15日（火）まで行う。

(3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年（2022年）3月14日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和4年（2022年）3月15日（火）午前10時
 (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入

札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)3月14日(月)(必
着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付に
おいては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書する
とともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中
に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札
書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入
れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札によ
る入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送
により入札書を提出した場合等)これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事
務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
たときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。及び書面により入札書
を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入
札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
かに該当する入札であることが判明届を提出する場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部
局に申し出ることも入札金額錯誤届を提出することとする。ただし、当該申出及び入札金
額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす
る。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、
電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について
(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号
に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。た
だし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えるこ
とができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する

- ことができる。
 ア 納付期限 (3) の申出期限
 イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。
 熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班
 電話番号 096-333-2101
 ファックス番号 096-387-4901
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 S u m m a r y
 (1) Name and Content of Consignment
 Outsourcing of printing tax notices
 (2) Date and Place for tender
 Date: March 15, 2022, 10:00
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management Section, Taxation Division,
 (3rd floor of Prefectural Government Main Building)
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2101
 (4) Others
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第75号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により平成23年 (2011年) 12月13日付け熊本県公告第648号の道路位置の指定は令和4年 (2022年) 1月19日に廃止したので公告する。
 令和4年 (2022年) 2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町野口字塚原666番地
- 2 築造者の氏名 社会福祉法人きらきら
- 3 道路の位置 玉名市岱明町野口字塚原664番3、同666番2、同672番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 60.16メートル
- 6 指定年月日 平成23年 (2011年) 11月28日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第36号

熊本県公告第76号

令和3年 (2021年) 4月15日付けで玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理

事長高岸哲哉から申請のあった玉名平野土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和4年（2022年）1月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第77号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
境 良一	宇土市恵塚町	宇土市椿原町字園田248番1
平尾 陸旺	宇土市走潟町	宇土市笹原町字下ノ割602番1ほか3筆
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字下ノ割643番ほか2筆
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字才柿1060番ほか2筆
川口 喜久男	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字木ノ下4891番1ほか1筆

2 認可年月日

令和4年（2022年）1月24日

熊本県公告第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営津留地区土地改良事業（暗渠排水）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営津留地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年（2022年）2月2日から令和4年（2022年）3月3日まで

3 縦覧場所

山鹿市役所

熊本県公告第79号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和4年度（2022年度）における保安林の皆伐による立木の伐採につき第1回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
令和4年（2022年）2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	663.38
	菊池川土砂流出防備保安林	120.20
	菊池川干害防備保安林	1.20
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	650.96
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	47.94
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	94.78

	小国地区土砂流出防備保安林	28.96
	大野川水源かん養保安林	63.46
	大野川土砂流出防備保安林	8.70
	緑川水源かん養保安林	666.56
	緑川土砂流出防備保安林	75.22
	緑川干害防備保安林	1.66
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	51.64
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	8.24
	宇城地区水源かん養保安林	219.86
	宇城地区土砂流出防備保安林	16.44
球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1,103.64
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	25.22
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	409.93
	城南地区土砂流出防備保安林	94.12
	球磨地区水源かん養保安林	4,013.39
	球磨地区土砂流出防備保安林	549.60
	球磨地区防風保安林	0.80
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	394.76
	天草地区土砂流出防備保安林	148.60
	天草地区保健保安林	62.10

登載依頼

熊本県スポーツ推進審議会公告第2号

令和3年度(2021年度)熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり変更する。
 令和4年(2022年)2月1日

熊本県スポーツ推進審議会会長

- 1 開催方法
書面による意見聴取
- 2 理由
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県スポーツ推進審議会事務局
(熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課スポーツ振興班)
(電話096-333-2710)